

国民健康保険税 税率・税額等

		平成26年度	平成27年度
医療給付費分	所得割	前年中の基準総所得金額×6.76%	据置
	資産割	当年分の土地、家屋の固定資産税額×28.00%	
	均等割	加入者1人につき 25,000円	
	平等割	1世帯につき 20,800円	
	課税限度額	510,000円	
後期高齢者 支援金分	所得割	前年中の基準総所得金額×2.36%	据置
	資産割	当年分の土地、家屋の固定資産税額×10.20%	
	均等割	加入者1人につき 8,600円	
	平等割	1世帯につき 7,000円	
	課税限度額	160,000円	
介護納付金分 (40歳～64歳)	所得割	前年中の基準総所得金額×2.80%	据置
	資産割	当年分の土地、家屋の固定資産税額×14.00%	
	均等割	加入者1人につき 11,600円	
	平等割	1世帯につき 5,500円	
	課税限度額	140,000円	

国民健康保険税の賦課限度額を改正します

地方税法の改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額の引き上げを行います。

その他の税率・税額については、平成24年度から3年連続で引き上げを行ったことにより、被保険者1人あたりの平均税額が高くなっていることから、今年度は据え置くこととしました。国民健康保険の財政運営が厳しさを増す中、不足する財源については、基

金（貯金）を取り崩して補いますが、基金を全額取り崩してもなお不足する場合には、一般会計からの法定外繰入を行います。

被保険者の皆さまには、国民健康保険税を納期限内に納付していただきますとともに、ジェネリック医薬品の活用や各種健康診査を積極的に受診するなど、医療費削減へのご協力をお願いいたします。

国民健康保険税の納期限

納期	納期限	納期	納期限
1期	平成27年6月30日	5期	平成27年11月2日
2期	平成27年7月31日	6期	平成27年11月30日
3期	平成27年8月31日	7期	平成27年12月25日
4期	平成27年9月30日	8期	平成28年2月1日

※納期限内の納付書に限り、コンビニエンスストア・クレジットカードでの納付が可能になりました。

特別な事情により生活が困難な場合
～申請により軽減されます～

下記の理由により減免が受けられる場合がありますのでご相談ください。

- 死亡、長期疾病などにより生活が困難と認められる場合
- 失業、退職などにより、所得が著しく減少する場合
- 高齢者、障がい者、就労が困難な者で構成されている世帯で、一定所得以下の場合
- 火災や災害などにより被害を受けた場合
- 世帯主、または、被保険者が収監された場合

◆問い合わせ先

税務課 ☎0859-54-5208

国民健康保険税の
軽減について

前年中の所得が一定以下の世帯は、国民健康保険税の均等割額と平等割額が軽減されます。所得がない方も所得申告をしておく必要があります。

5割軽減、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額が引上げられました。

軽減の割合	世帯の判定所得
7割	33万円以下
5割	33万円+26万円（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下
2割	33万円+47万円（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下